

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省海事局船員政策課)

項 目 名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等 (船員となろうとする漁業離職者関係)	
税 目	所得税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	<p>国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 (昭和 52 年法律第 94 号。以下「漁臨法」という。) 第 7 条の規定に基づき、船員となろうとする漁業離職者に対して職業転換給付金が支給されている。</p> <p>また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 43 号。以下「漁特法」という。) 第 12 条において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあっせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるように努めるものとして規定されており、かかる措置として、漁特法第 13 条の規定に基づき、当該離職を余儀なくされた者のうち、船員になろうとする者 (以下「漁業経営の改善等に伴う漁業離職者」という。) に対して職業転換給付金が支給されている。</p> <p>そして、漁臨法第 7 条及び漁特法第 13 条の規定に基づくこれらの者に対する職業転換給付金の支給については、漁臨法第 8 条及び漁特法第 14 条で準用する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号。以下「労推法」という。) 第 21 条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、漁臨法第 9 条及び漁特法第 14 条で準用する労推法第 22 条において、当該給付金を標準として租税その他の公課を課することが禁止されている。</p> <p>漁臨法については、同法の有効期限は平成 35 年 (令和 5 年) 6 月 30 日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者が発生することが予想されることから、有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であり、有効期限延長後も、当該離職者に対して支給する職業転換給付金について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を存続させることとしたい。また、漁特法については、現状の漁業区分実態に即した支援を行う観点から、職業転換給付金の支給対象となる漁業離職者が従事する漁業として、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令 (昭和 51 年運輸省令第 25 号) 第 1 条第 6 号に規定する中型いか釣り漁業の定義の拡充も行うこととしたい。</p>	
	平年度の減収見込額	▲ 1 百万円
	(制度自体の減収額)	(- 百万円)
	(改正増減収額)	(- 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために職業転換給付金を支給しているところであり、この目的を十分に達成するために、当該給付金について非課税措置及び差押禁止措置を講じている。</p> <p>(2) 施策の必要性 職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置は必要不可欠である。</p>											
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="536 1211 687 1413"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="687 1211 1489 1413"> <p>政策目標 9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1413 687 1608"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="687 1413 1489 1608"> <p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1608 687 1765"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="687 1608 1489 1765"> <p>漁臨法について5年間（令和5年7月1日～令和10年6月30日）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1765 687 1960"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="687 1765 1489 1960"> <p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1960 687 2145"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="687 1960 1489 2145"> <p>平成30年度から令和3年度までの4年間において、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円（2人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>漁臨法について5年間（令和5年7月1日～令和10年6月30日）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>平成30年度から令和3年度までの4年間において、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円（2人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>漁臨法について5年間（令和5年7月1日～令和10年6月30日）</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>平成30年度から令和3年度までの4年間において、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円（2人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る個人住民税の非課税措置・差押禁止措置の延長等
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。したがって、船員となろうとする漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税・差押禁止とすることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 平成30年度 11,640円(2人日) 令和元年度 0 令和2年度 0 令和3年度 0 ○漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 平成30年度 0 令和元年度 0 令和2年度 0 令和3年度 0	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間に於いて、船員となろうとする者に関する国際協定の締結に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は 11,640 円 (2 人日) であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。
これまでの要望経緯		平成 20 年 主税局に対し漁臨法改正及び省令改正について説明 平成 25 年 延長要望 平成 30 年 延長要望